

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 8 号)

平 成 22年 9月 21日

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)の行った保有個人情報部分開示決定に係る個人情報については、別表に掲げる「審査会が開示すべきと判断した部分」を開示すべきである。

第2 異議申立ての経過

1 公開請求

平成22年1月15日、異議申立人は、代理人を介して大津市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第17条第1項の規定により、実施機関に対し、「特定個人(異議申立人)に関する大津市税の滞納処分に関する情報」の個人情報の開示を請求した。この時、異議申立人は、請求内容の詳細に関して、別紙に確認事項と題して次のような項目を記載のうえ、保有個人情報開示請求書に添付して提出した。

今回「生命保険金解約返戻金」差押え手続き日及び差押え理由

今回「生命保険金解約返戻金」換価日

「年金」差押え手続き日及び差押え理由

前回の「生命保険金解約返戻金」の差押え日、差押え理由とそれが結果としては差押えが解除されたが、その解除日及び解除理由

「納税管理人」の権限

職員によると「納税管理人」に必ずしも連絡しなくてよいことがあるらしいが、その範囲を教えて欲しい。

なお、前回分も含めて、事実関係についてはその部分の謄写を求める(納税管理人となった日以後全て)

また、異議申立人は、当該請求書に、「理由を開示する場合「判断の根拠及び根拠となる事実」を具体的に教えて欲しい。特に特定年月日については、詳細を記してください。」と記載している。

2 実施機関の決定

平成22年2月1日、実施機関は、本件請求に対応する個人情報として「特定個人に関する大津市税の滞納処分に関する情報」に係る個人情報を特定のうえ、内容の詳細に関して、異議申立人が保有個人情報開示請求書に添付された別紙の写しを、保有個人情報部分開示決定通知書に添付して、確認事項のうち解除理由と確認事項を不開示とするとの部分開示の決定(以下「本件処分」という。)を行い、開示しない理由を次のように付して異議申立人に通知した。

(1) 条例第18条第7号に該当する。

「開示をしない部分確認事項 及び 」については、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、開示することに

より、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため。

ア 監査、検査、取締、試験または租税の賦課もしくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法性もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ。

(2) 条例第 18 条第 2 号に該当する。

「開示をしない部分のうち確認事項」については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであり、または開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。

(3) 条例第 18 条第 5 号に該当する。

「開示をしない部分のうち確認事項」については、地方税法第 22 条の規定により開示できない。

3 異議申立て

平成 22 年 3 月 10 日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第 6 条の規定に基づき、実施機関に異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての趣旨

実施機関の本件処分について処分を取り消し、開示の決定を求めるというものである。

第 4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張は、異議申立書及び意見書の記載内容、並びに異議申立人の意見陳述によれば、概ね次のとおりである。

- 1 平成 21 年 12 月 16 日の保有個人情報開示請求に対する回答として、平成 22 年 1 月 4 日に保有個人情報部分開示決定通知書を受け取ったが、開示をしない部分について、理由を尋ねたところ、個人情報であるので本人の改めでの「委任状」が必要といわれた。

税金について全て本人から委任された「納税管理人」であるのにおかしいと言ったが聞き入れられず、改めて委任事項として「大津市税の滞納処分に関する交渉、個人情報の開示等にかかる一切の権限」と記載された委任状を提出し、再度、平成 22 年 1 月 15 日に保有個人情報開示請求書を提出した。

それに対する回答として、平成 22 年 2 月 1 日付保有個人情報部分開示決定通知書を受け取ったが、またもや同じような理由で、実質、不開示であった。

「個人情報の開示について委任状が必要だということだったので、改めて委任状をもらってきているのに、何故また、前と同じような理由で、不開示なのか」と尋ねたが、納税課の担当職員は、「書いてあることが全てであり、それ以上のことを言う必要はない」ということであった。

本人が承知して、本人自身のことを開示請求しているのに、何故、それが開示できない

のかを、納得のいく説明をしていない。

- 2 当該担当職員は、開示しない理由それ自体の説明もせず、ましてや個人情報についてどのように抵触しているのかの内容についても質問に答えようとしなかった。

行政庁の処分理由を見ても、「大津市個人情報保護条例」「国税徴収法」「地方税法」を適用したとするのみで、その判断が、本件事案に対して、何をもって「事業の適正な遂行に支障」「正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法性もしくは不当な行為を容易にし、もしくは発見を困難にするおそれ」を生じるのか、あるいは、それらが具体的にどのように適用され該当しているのか、何らその理由を述べていない。処分理由は根拠法条を示すだけではならず、その基因となった事実を相手方に具体的に知りうる程度に特定して摘示することが必要である。

- 3 担当職員は、本件税金の担当者であり、税金に関する異議申立書の書き方を他の職員に尋ねているのに、横から却下だと言っていた人物である。今回も当事者である当該担当職員が主導して「保有個人情報部分開示決定通知書」を作成しており、かつ当該担当職員しか喋らさない態勢をとっている。

個人情報不開示理由は、自らの税金に関する処理ないしその根拠が不都合だから、不開示にしているとしか考えられない。

担当と称する職員は、「書いてあることが全てであり、それ以上のことを言う必要がない。」と言い放つ態度をとっており、判断の公正さと慎重さを欠いている。

そもそも本件は納税課の処分に対する異議申立てのための根拠理由を求めるために「情報開示」を申し出たものであり、その処分を下した職員と「情報開示」をする責任者が同一人物であること自体が、情報不開示に対する疑念を生じさせるものであり、その態度とも相俟って、今回の情報不開示（「部分開示決定処分」）については、（納税課の）異議申立時の職員の問題がある数々の発言からの延長線上にあるものと推測せざるを得ない。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、不開示理由説明書及び実施機関から事情を聴取した結果、概ね次のとおりである。

- 1 差押解除理由及び事実関係については、条例第18条第7号の「市が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため」に該当すると判断した。

市税の滞納処分（差押や解除）は、国税徴収法や地方税法に規定されているとおり、処分庁の行政判断により実施するものであり、その判断基準等の詳細を滞納者に開示することにより、租税の賦課もしくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法性もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれがあると判断した。

また、事務の適正な遂行に支障がある理由を言うと、情報の中身を説明したことになるので、支障になる理由を説明することも含めて支障になる。

- 2 事実関係については、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特

定の個人を識別できるものであり、又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため」に該当すると判断した。

今回非開示とした事実関係(滞納者との交渉記録や関係情報)の中には、他の滞納者との交渉の覚書きや個人情報、また市税の賦課徴収以外の情報も大量に記録されていることから、開示できないと判断した。

- 3 事実関係については、地方税法第22条に規定する守秘義務に抵触する。
- 4 事実関係については、納税課の職員が、メモ代わり、ないし備忘録的に使っているコンピュータのシステムに入っている情報である。これには、本人以外の個人情報、納税課の事業手法や方針等といった情報がほとんどの部分に含まれており、不開示の情報を除くと意味をなさない。さらに、相手との交渉の記録の方式も、納税課の手法を明かすことになり、事務の執行に支障があると判断している。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件異議申立ての対象となっている個人情報に記載された公文書について

本件異議申立ての対象となっている個人情報は、「特定個人に関する大津市税の滞納処分に関する情報」のうち、保有個人情報部分開示決定通知書添付書類中の確認事項のうち解除理由と確認事項に係るものである。

実施機関は、該当の個人情報が記載された公文書として、交渉経過が記載されている公文書(以下「本件交渉経過」という。)を特定し、これに記載された個人情報について、第2の2のとおり理由を付して、不開示とした。本件交渉経過には、滞納者との交渉記録を始めとした滞納に関する様々な情報が記載されている。

ところで、審査会で、実施機関に事情を聴取したところ、差押解除に際しては、内部決裁を得るに当たって決裁書に解除理由を記載する場面があるとのことであった。そこで、当該公文書(以下「差押解除決議書」という。)の提出を求め、審査会において検分したところ、本件に関しては、差押解除決議書に、個人情報開示請求に係る解除理由が記載されていると認められた。

については、以下では、本件交渉経過に加え、差押解除決議書についても、検討を行う。

- 2 条例第18条第2号の該当性について

条例第18条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については、開示しないことと規定している。

また、同号ただし書は、一般的に個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても開示する必要性の認められるものについては、同号本文で規

定する開示しない個人に関する情報から除くと規定している。

実施機関は、本件交渉経過が同号に該当するとして、不開示とした。

まず、本件交渉経過中には、異議申立人及びその代理人（以下「異議申立人等」という。）以外の個人に関する情報であって、氏名その他の記載内容から異議申立人等以外の特定の個人（以下「異議申立人等以外特定個人」という。）を識別することができるものが含まれている。これらの情報のうち、職務遂行に係る公務員等の氏名は、条例第18条各号に規定する不開示情報を公にすることとなる場合又は個人の権利利益を害することとなる場合を除き、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報である。この取扱いの基準を、本件交渉経過中の職務遂行に係る公務員等の氏名に適用すると、後に検討する条例第18条第5号又は第7号に該当しない限り、条例第18条第2号ただし書アに該当すると認められる。ところで、本件交渉経過中には、特定職員に対する納税管理人の言動が記載されている部分があるが、この中に記載されている公務員等の氏名については、これを公にすると特定個人の権利利益を害するおそれがあり、また、そもそも職務遂行に係る情報とも認められないため、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ということではできず、同号ただし書アに該当しない。また、職務遂行に係る公務員等の氏名を除く、異議申立人等以外特定個人を識別することができる情報については、同号で開示しない情報から除くとされているいずれの情報にも該当しないと認められる。

次に、異議申立人等以外特定個人を識別することができる部分を除いた異議申立人等以外特定個人に関する情報のうち、税金の滞納又は個人の財産に関する情報は、通常、他人に知られたくない情報であることから、異議申立人等以外特定個人を識別することはできないが、開示することにより、なお異議申立人等以外特定個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、この情報については、同号で開示しない情報から除くとされているいずれの情報にも該当しないと認められる。しかし、異議申立人等以外特定個人を識別することができる部分を除いた異議申立人等以外特定個人に関する情報のうち、職務の遂行に係る当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は、同号ただし書ウに該当すると認められる。ところで、本件交渉経過中の特定職員に対する納税管理人の言動が記載されている部分については、職務遂行に係る情報とは認められないため、同号ただし書ウに該当しない。

3 条例第18条第5号の該当性について

条例第18条第5号は、法令若しくは条例の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示により明らかに開示することができない情報は、開示しないこととしている。

実施機関は、本件交渉経過が同号に該当するとして、不開示としている。実施機関は、その理由として、地方税法第22条に規定する守秘義務に抵触するとしている。

地方税法第22条は、秘密漏えいに関する罪として、「地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する」と規定し

ている。この規定が置かれた理由については、質問検査権の行使等によって納税義務者等の私人の秘密を知ることは、適正な地方税の賦課徴収のために必要でやむを得ないことであるが、地方税の賦課徴収に必要な限度を越え、私人の秘密が漏示されることはプライバシーの権利を侵害することとなるため、このような基本的人権の侵害を未然に防止することを目的として規定されたものと解されているところである。

また、同条にいう秘密とは、地方税に関する調査に関する事務に従事する職員が、地方税に関する調査事務の過程で知り得た私人の情報のうち、いわゆる実質秘、すなわち一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められるものをいうと解するのが相当とされている。そして、同条にいう秘密に該当する具体的な情報としては、一般に収入額、所得額、税額、資産などがこれに当たると解される。

本件交渉経過中には、地方税に関する調査事務の過程で知り得たと認められる私人の情報が含まれている。その内容の詳細について当審査会において検分したところ、異議申立人等以外特定個人に関する上記の実質的な秘密が記載されている部分が存在しており、当該部分は同号に該当する。なお、その部分については、地方税法上の守秘義務が解除される特別な事情は認められない。

4 条例第18条第7号の該当性について

条例第18条第7号は、市等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、開示しないこととしている。同号は、その例示として5種類のおそれを列挙しているが、その中には、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれが掲げられている。なお、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」に該当する情報には、当該情報を事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、隠蔽をするなどのおそれがあるものが含まれるが、たとえ事後であっても、開示することによって今後の租税の賦課又は徴収を免れる方法を示唆することになるようなものも、これに該当し得るとされている。

(1) 本件交渉経過について

本件交渉経過中には、滞納者との交渉記録を始めとした滞納に関する様々な情報が記載されているが、これは租税の賦課又は徴収に係る事務に関する情報に該当する。

このうち、本件交渉経過中の実施機関の内部協議及び差押事務の詳細に係る部分には、差押や差押の解除を始めとした租税の賦課又は徴収に係る実施機関の判断、評価等の基準に係る情報や個別具体的な差押事務の内容の詳細に係る情報が記載されており、これらを、滞納者が知ることとなった場合、今後の租税の賦課又は徴収等を免れる方法を示唆することになりかねないため、租税の賦課又は徴収の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認め

られる。なお、実施機関においては、本件処分においてのみならず、租税の徴収に係る実施機関の判断、評価等の基準に係る情報は、これまでまったく公開あるいは開示を行っていない。以上のことから判断すると、本件交渉経過中の実施機関の内部協議及び差押事務の詳細に係る部分は、同号に該当する。

次に、本件交渉経過中の地方税に関する調査に関する事務に係る部分には、地方税に関する調査の手法及び実施機関が調査により把握した情報が含まれている。これらの情報は、滞納者が詳細に知ることとなった場合、いかなる段階でどのような調査が行われるかなどの実施機関の今後の対応を予測することが可能となるため、自らの財産を捕捉されないよう資金の移動、財産の処分等の対策を講じることが容易となるなど、租税の賦課又は徴収の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。よって、本件交渉経過中の地方税に関する調査に関する事務に係る部分は、同号に該当する。

次に、本件交渉経過中の異議申立人等に関する事実関係の記載されている部分は、異議申立人等自身の言動や関係者の言動であって異議申立人等が直接に関与したものが記載されている。これらの情報は、本件処分時において、既に異議申立人等が経験し、又は当然に承知している情報であると認められ、また、そのような情報が、本件交渉経過に記載されていることも自然なことであるから、これを、異議申立人に全面的に不開示にする理由は認められない。しかし、異議申立人等の言動及びこれに対する実施機関の対応の中には、租税の賦課又は徴収に係る実施機関の判断、評価等の基準に関連するものがあり、これらを滞納者が知ることとなった場合、今後の租税の賦課又は徴収等を免れる方法を示唆することになりかねないため、租税の賦課又は徴収の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。よって、異議申立人等に関する事実関係の記載されている部分のうち、租税の賦課又は徴収に係る実施機関の判断、評価等の基準に関連する異議申立人等の言動及び実施機関の対応部分は同号に該当するが、その他の部分は同号に該当しない。

次に、異議申立人等に対する感想又は評価が記載されている部分は、実施機関の職員が後の対応のために異議申立人等に関する感想又は評価を記載しているものであり、これが開示されると、交渉相手方からの批判等を意識して、具体的かつ率直な記載を避けるといった傾向が生ずることも否定できず、ひいては租税の賦課又は徴収の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。よって、納税管理人に対する感想又は評価が記載されている部分は、同号に該当する。

次に、本件交渉経過中の項目名やシステム上表記される部分は、実施機関は、本件交渉経過の様式自体を滞納者が知ることとなった場合、租税の賦課又は徴収の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると主張するが、当審査会で審議した結果、実施機関の主張からはそのおそれを認めるには至らなかった。よって、本件交渉経過中の項目名やシステム上表記される部分は、同号に該当しない。

(2) 差押解除決議書について

差押解除決議書は、国税徴収法第80条の規定に基づき、差押の解除に当たって、滞納者に通知する書面の文案に、決裁欄及び公印使用承認欄が付され、さらに事案によっては、差押の解

除の理由が付記される。このうち、滞納者に通知する書面の文案は、決裁終了後、国税徴収法第80条の規定に基づき、滞納者あてに通知されており、法令の規定により異議申立人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であって、同号に該当するとは認められない。次に、決裁欄及び公印使用承認欄については、決裁に関与する職員の職位等の記載があり、また、職員の印鑑が押印されており、決裁と公印使用承認に係る職員の氏名と印影が確認できる。このうち、決裁に関与する職員の職位等については、差押の解除の決定の決裁権者に係る情報が天津市事務決裁規程に規定されているなど、同号に該当するとは認められない。また、天津市では、職務遂行に係る職員の氏名及び印影については、慣行として公にしており、この部分も同号に該当するとは認められない。しかし、差押の解除の理由の記載については、租税の賦課又は徴収に係る実施機関の判断、評価等の基準に係る情報が記載されており、これらを、滞納者が知ることとなった場合、今後の租税の賦課又は徴収等を免れる方法を示唆することになりかねないため、租税の賦課又は徴収の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。よって、差押解除決議書のうち、差押の解除の理由の記載は同号に該当するが、その他の部分は同号に該当しない。

5 部分開示の方法について

実施機関は、本件処分における本件交渉経過の開示の判断に当たって、不開示の情報を除いた部分につき開示したとしても異議申立人に有意な情報はないと主張している。しかし、有意な情報が記載されているか否かについては、請求者と実施機関の見解が異なる場合があり得るうえに、部分開示について規定する条例第19条には、天津市情報公開条例における部分公開についての規定とは異なり、不開示情報を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときには、当該部分を除いた部分につき開示をする必要はないとする旨の規定が含まれていない。よって、条例第19条第1項の解釈に当たっては同条例第18条の趣旨を踏まえ、請求のあった個人情報に記載された公文書については、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示すべきである。

6 理由の付記について

天津市行政手続条例第8条は、行政庁が、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合(求められた許認可等の一部を拒否する場合を含む。)は、申請者に対し、当該処分の理由を示さなければならないとしている。一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきであるとされている。天津市行政手続条例が理由を付記すべきものとしているのは、処分に当たって行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、当該処分の理由を申請者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。このような理由付記制度の趣旨に鑑みれば、保有個人情報の部分開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例第18条各号所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは、当該個人情報の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれら

を当然に知り得るような場合は別として、大津市行政手続条例第8条の要求する理由付記としては十分でない。

本件保有個人情報部分開示決定通知書には、開示をしない部分欄に「確認事項のうち解除理由」と「確認事項」と記載され、開示をしない理由欄に条例第18条第7号、第2号及び第5号に該当する旨と、該当条文ごとに開示をしない部分及び当該条文を適用する理由が記載されている。

開示をしない理由欄の詳細な内容としては、まず、条例第18条第7号該当性に関する記述として、「開示をしない部分確認事項及び」について、その該当理由を、同号本文及びアの規定をもとに記載している。次に、条例第18条第2号該当性に関する記述として、「開示をしない部分のうち確認事項」について、その該当理由を同号本文の規定をもとに記載している。そして、条例第18条第5号該当性に関する記述として、「開示をしない部分のうち確認事項」について、その該当理由を「地方税法第22条の規定により開示できない」と記載している。

以上の開示をしない理由欄の記載状況を見ると、特に確認事項については、各号の該当理由が確認事項すべてに該当するのか、あるいは、その一部のみ該当するのかが、一見したところ明らかではないので、この点について明確に表記すべきである。また、条例第18条第7号及び第2号該当性に関する記述については、おおむね該当条文を引用して記載されており、上記のとおり当該個人情報の種類、性質等とあいまって開示請求者が根拠をも当然に知り得るような場合は別として、単に不開示の根拠規定を示すだけでは、大津市行政手続条例第8条の要求する理由付記としては十分でない。

行政処分に理由を付記すべき場合に、その記載を欠くにおいては、処分自体の取消を免れないものとされていることから、実施機関が、改めて決定処分を行うに当たっては、以上の点について、留意すべきである。

7 異議申立人及び実施機関のその他の主張について

異議申立人は、上記で説明したものの以外に、保有個人情報開示の担当職員が滞納処分の担当職員と同一人物であることに対する懸念を主張している。しかし、保有個人情報開示手続きの担当職員に関しては、条例上には忌避の規定は存在しておらず、また、当審査会において知り得る範囲においては、本件処分は、担当職員の独断でなされたと疑うに足る事実は認められなかった。

また、異議申立人及び実施機関は、この「審査会の判断理由」で採り上げたもの以外にも、種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上記の判断を左右するものではない。

8 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」とおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 3月16日	諮問書の受理
平成22年 5月13日	異議申立ての内容説明、異議申立ての争点の確認 異議申立人の意見陳述 実施機関からの事情聴取 審議
平成22年 9月21日	答申

別表

本件異議申立ての対象となっている個人情報に記載された公文書	本件処分での取扱い	審査会が公開すべきと判断した部分
本件交渉経過	すべて不開示	租税の賦課又は徴収に係る実施機関の判断、評価等の基準に関連する異議申立人等の言動及び実施機関の対応部分を除く、異議申立人等に関する事実関係の記載されている部分
		項目名及びシステム上表記される部分
差押解除決議書	対象外	差押の解除の理由の記載以外の部分